

## (6) ソフト事業

### 【心のバリアフリーの推進】

#### ●実施方針

施設や設備などの物理的なバリアフリー化が進んでも、利用者や使い方によっては、それらが有効に活かされず、十分なバリアフリー化が実現しているとは言えません。また、物理的なバリアがあり、困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動などが可能あるいは容易になることがあります。

このようなことから、バリアフリー化についての理解を深め、高齢者・障がい者をはじめとした周囲の人に対する思いやりの心で行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

#### ●具体的な取り組み

##### [ 広報・啓発 ]

内 容	主な担当窓口
高齢者・障がい者への理解促進	社会福祉課 介護福祉課
建築主・事業主などに対するバリアフリーの理解促進と啓発	都市計画課
職員・従業員の高齢者・障がい者などへの理解促進と対応の向上	人事課
設計・施工者などへの意識啓発と技術力向上	都市計画課 特定事業担当所管課

##### [ 教育 ]

内 容	主な担当窓口
福祉（心のバリアフリー）教育の推進 〔バリアフリー教室・福祉体験学習の開催、講演会の開催、パネル展の実施、啓発グッズの配布などを通じて、人権や道徳の視点に立った心配りや気遣いなど、相手の立場を理解する力を養う。〕	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 市民協働課 都市計画課

##### [ 市民活動の支援 ]

内 容	主な担当窓口
NPO・ボランティアなどへの活動支援や連携	社会福祉課 市民協働課

## 【バリアフリーに関する情報提供】

### ●実施方針

高齢者や障がい者などの利用者に分かりやすい形で必要な情報を提供することが重要です。このため、バリアフリー情報の提供にあたっては、継続的な情報更新、管理主体の異なる施設などを包含した情報の提供が必要であり、市民、行政、事業者などの連携・協力のもとで推進します。

### ●具体的な取り組み

内 容	主な担当窓口
バリアフリーマップ（バリアマップ）の作成	都市計画課
バリアフリー事例の紹介	都市計画課
バリアフリー化事業などに関する情報の開示 （進捗状況、実施予定など）	都市計画課 特定事業担当所管課
工事情報の提供及び工事中における安全な歩行空間の確保	都市計画課 特定事業担当所管課

## 【放置自転車及び路上看板などへの対策】

### ●実施方針

整備された歩道であっても、視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車や店舗の看板などがあると、車いす使用者、視覚障がい者の通行の妨げとなり、整備効果がなくなってしまう。このようなことから、すべての人にとって安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道における駐輪や自転車の通行マナーの向上をはじめとして、はみ出し陳列や看板などへの適切な指導や撤去といった歩道管理の強化に努めます。

### ●具体的な取り組み

内 容	主な担当窓口
放置自転車の撤去	生活安全課
駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動	生活安全課
安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	公園道路管理課

## 【バリアフリー化のための支援策について】

バリアフリー基本構想を作成した後に、特定事業計画を着実に実現していくために事業者に対して支援策を用意することも重要となります。

現在、支援制度については、公共交通機関や、公共施設のみならず民間施設向けの事業も用意されていることから、今後これらを利用しながら、地方自治体としても、民間施設事業者が利用しやすい支援策の用意、支援策の活用を促進する取り組みを実施していきます。